

財務省告示第六十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年一月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年二月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	振替法の適	用等	発行方法	振替単位	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金額とする。	の記載又は記録は、最低額面金額とする。	の記載又は記録は、最低額面金額とする。	の記載又は記録は、最低額面金額とする。
利付国庫債券（五年）（第三十三回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第五号に規定する簡易生命保	險資金による引受け	額面金額で千二百二十一億円	五千万円	千二百四十四億二千五百九万円	千二百四十四億二千五百九万円	千二百四十四億二千五百九万円
								平成十六年一月三十日			
								額面金額百円につき百円二十九			
								年〇・六パーセント			
								日本郵政公社総裁は、払込金額			
								に			

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{41}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十年十二月二十日

十六 元利支

日本銀行

十七 払込期日

平成十六年一月三十日